

湖沼水質保全特別措置法に基づく流出水対策地区の指定

農地や市街地等から流出する汚濁負荷への対策を重点的に進める地域として、大潟村全域を「流出水対策地区」に指定しました。

○ 指定の理由

指定湖沼となった八郎湖については、農地からの汚濁負荷割合が高く、特に大潟村については土壤の特性等から、周辺地域と比較して水田からの負荷が大きくなっています。

一方、同村は、全国でも有数の環境保全型農業の先進地であり、農業者は水質改善に対して高い意識を有しています。

以上の理由から、大潟村全域を湖沼水質保全特別措置法第25条に規定する流出水対策地区に指定し、重点的に対策を推進するものです。

【参考】

○ 湖沼水質保全特別措置法に係る関係条文

流出水対策地区の指定

第25条 都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼の水質の保全を図るために流出水（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設及び指定施設から排出される水並びに同条第八項に規定する生活排水以外の水であって、指定地域内の土地から指定湖沼に流入するものをいう。以下同じ。）の水質の改善に資する対策（以下「流出水対策」という。）の実施を推進する必要があると認める地区を、流出水対策地区として当該指定湖沼に係る指定地域内に指定することができる。

○ 「湖沼水質保全基本方針」（平成18年1月環境省告示）抜粋

第2の2 流出水対策地区の指定に関する基本的事項

法第25条に規定する流出水対策地区は、流出水対策を重点的、集中的に進めていくため、次に定めるところにより指定するものとする。

- ① 流出水の汚濁負荷量の指定湖沼の汚濁負荷量に占める割合が大きい地区であって、汚濁負荷削減対策を実施することが可能な地区について順次指定を行うこと。なお、流出水対策地区の指定に当たっては、森林等自然的負荷のみの流出と認められる地区は対象としない。
- ② 流出水対策地区は、一の流入河川の流域等のまとまった流域を最大限として指定すること。
- ③ 流出水対策地区の指定に当たっては、地域住民等の理解が得られるよう努めること。

○ 県公報告示日

平成20年1月25日

○ 今後の対応

農業者や地域住民、関係機関の理解と協力を得ながら、流出水対策推進計画にもとづき、「落水管理」や無代かき栽培等、水田からの濁水流出防止を主体とした取り組みを重点的に推進します。